

# 関西業務ニュース

2012年8月23日 No.195

JR東海労働組合新幹線西地方本部

発行 小林 國博 編集 業務部

大仕両における「申告作業中に発生した問題に関する緊急申し入れ」（申第46号）および、『申告作業中に発生した問題に関する緊急申し入れ』について追加申し入れ」（申第47号）および、「パンタグラフ、カギシリンダ不具合に関する申し入れ」について  
8月23日、業務委員会開催！

## 基本動作を守っていれば事故は防げる！？

全ての責任を社員に転嫁する会社！

なぜ事故が起きてしまったのか

まったく考えない会社を追求・対立！

### 《申し入れに対する会社回答》

申第46号

1. 電力を取り入れる重要な集電装置・パンタグラフの不具合を認めておきながら通常の申告作業の中で処置したことについては、当直・管理者の判断の誤りと考えるが見解を明らかにすること。

【回答】今回の事象は、基本作業を怠ったことにより発生したものである。各種作業の操配は、その時々状況において検修当直が適切に行っており、今回についても問題はなかったと考えている。

2. 不具合を発見した時点で修繕車両所への修繕手配を行うことが最善策であったと考えるが見解を明らかにすること。

【回答】各作業の操配は、その時々状況において検修当直が適切に行っており、今回についても問題はなかったと考えている。

3. 今回と同様な故障は、最近2年間で4件も発生している。しかし、仕業・申告班の社員には、その内容が一切知らされていない。これは、安全な車両の提供と安全な作業を遂行する観点からも問題であるとする。見解を明らかにすること。

【回答】パンタグラフの不具合に関わらず、仕業・申告作業において何らかの不具合が発生した場合は、これまで点呼等で周知されている通り、仕業班長に連絡し指示を仰ぐこと。

申第47号

1. 6月22日に発生した構内停電に至る経過等を時系列で明らかにすること。

**【回答】**平成24年6月22日(金曜日)13時44分頃、大一両構内全線が停電となった。原因を調査したところ、パンタグラフの不具合調査を行っていた庫0番線に入線していた、Z48編成を転線させるため断路器「入」としたが、その際パン下げは行ったもののEGSを「切」とすることを失念し、12号車のパンタグラフが再び上昇した際にEGSを介し地落した。

2. 会社が現時点で考えている、今回の事象に対する原因並びに対策を明らかにすること。

**【回答】**今回の事象は、基本作業を怠ったことにより発生したものである。対策は、ハンドル投入後の作業はモニタの立ち上がりを待ってから、パンタ・EGS関係のスイッチを扱うようにした。

3. 今回の事象が発生したZ48編成以外で、「パン上げスイッチ」を押していないのにも関わらずパンタグラフが上昇するという事象が、他でも発生しているのか明らかにすること。発生している場合は、発生日時、編成、状況等を個別に明らかにすること。

**【回答】**パンタグラフが上昇するという事象とは別のことであり、今回の事象は基本作業を怠った事により発生したものであるため明らかにするつもりはない。

4. 全てのN700系編成のパンタグラフの一斉点検を早急に行いうこと。また点検結果を組合に対して報告すること。

**【回答】**定期検査等により、パンタグラフの必要な機能は確認している。

5. 今回の事象の原因を究明し、事態の説明をA社員へ説明すること。

**【回答】**原因は調査中である。

6. 今回の事象の原因は「パンタグラフのカギ装置不具合」と考えるが、会社の見解を明らかにすること。

**【回答】**原因は調査中である。

7. 断路器を投入する時、取扱者がEGSの「切状態」を確認できるようにEGSの状態確認用ITVモニタを増設すること。

**【回答】**現行通りとする。

8. EGS投入時には断路器が投入できないシステムとすること。

**【回答】**そのような考えはない。決められた基本動作を遵守されたい。

9. 今回と同様の事象が発生しないよう、「パンタグラフが勝手に上昇」しないための構造上の変更も含めた抜本的な対策を講じること。

**【回答】**パンタグラフの自然上昇の原因については、引き続き調査を実施している。一方、今回の事象は基本作業を怠ったことにより発生したものである。基本動作を守っていれば防げた事象である。

申第5号

1. 大阪仕業検査車両所では、未だに仕業・申告作業時にパンタグラフ不具合の事象が起きた場合の対処の仕方や作業指示等を点呼等で実作業を行う社員に対して明らかにしてない。安全上、大変問題である。早急に点呼及び書面で対処方及び作業指示等を行うこと。

**【回答】**パンタグラフの不具合に関わらず、仕業・申告作業において、何らかの不具合が発見された場合は、これまで点呼等で周知されている通り、仕業班長に連絡し指示を仰ぐこと。

2. 平成21年12月9日付け技術連絡で、N700系パンタグラフ、カギシリンダの変更について、現行シリンダ製造中止のためにカギシリンダの形状を変更したとあるが、今回、多発しているパンタグラフ不具合と関係するのかわかるようにすること。また、形状が変更されたカギシリンダを搭載した編成を明らかにすること。

**【回答】**今回の現象とN700系パンタグラフカギシリンダ変更については、因果関係はないと考えている。

3. 6月23日、Z48編成12号車のパンター式をカギ装置ピストン戻り不良のために大阪修繕車両所に取り替えている。しかし7月21日、鳥飼車両基地内西電留線において、再度Z48編成12号車のパンタグラフ不具合が発生したために、大阪修繕車両所においてパンター式取替えを行った。何故、最初のパンター式を取り替えてから一ヶ月もたたないうちに同編成、同号車において同現象が再発したのかわかるようにすると共に、今後、同現象が発生せないための対処等を具体的に明らかにすること。

**【回答】**原因は調査中である。

4. これからもパンタグラフの不具合の事象は起こることが想定されるが、会社は大阪仕業検査車両所においてのみマニュアルの一部変更をもって「対策」らしきものにしてしようとしている。しかし組合としてはこの対策ならざる「対策」は会社の停電事故・故障への不十分な対応を誤魔化すものでしかないと考える。会社の「対策」に対する認識を明らかにすると共に、マニュアルの一部変更以外の対策を考えているのであれば明らかにすること。

**【回答】**停電事故の対策については、現行の周知した対策で十分であると考えている。そもそも、今回の事象は、申告作業を行っていた社員が基本作業を怠ったこと

により発生したものである。基本動作を守っていれば防げた事象である。

《若干のやりとり》

- 組合：まずはじめに、会社の回答は組合の認識とかなり違い基本的に対立である。全くふざけた回答である。
- 組合：今回の事象は、Z48編成のパンタグラフが自然上昇した事象であるが、この事象は以前にも起きていたことは会社として認識しているか。
- 会社：同種の不具合があったことは認識している。
- 組合：その時に会社として対策は取っているのか。
- 会社：根本的な事を含めて原因を調査している。
- 組合：以前にも同種の不具合が発生して、現段階で調査しているとの回答であるが、いつの時点から調査しているのか。
- 会社：N700系導入以降、この種の不具合が発生した時点からであるが、いつとは答えられない。
- 組合：この種の不具合は、N700系のみ発生していると思うがパンタグラフの構造に問題があるのではないか。
- 会社：車両側に問題があるのかパンタグラフ側に問題があるのか、原因を調査しているところである。
- 組合：社員が基本動作を怠ったことにより停電を発生させたと答えているが、今回の事象を会社はどのように認識しているのか。
- 会社：断路器を投入する際は運転台の作業員自身が「パンタグラフ下げ」・「EGS切」を確認してから、断路器「入」の要請をするのが基本である。今回は要請側が基本的な作業を怠ったために発生したものである。
- 組合：基本動作ではそのようになっているが、それは通常時の事であり、今回の異常な事象とは違う。この時の班長への断路器「切」の要請は、どうやって要請したか認識しているか。
- 会社：本人が結果としてPHSで要請した。
- 組合：通常はテレスピで要請するが今回はパン下げスイッチを押したままの要請であったことは認識しているか。
- 会社：認識しているが、基本作業を守っていれば防げた事象である。
- 組合：班長からはパン下げスイッチを押したままの指示を受けている。
- 会社：普段とは違う作業であるが断路器を投入する際の基本を守っていれば防げた事象である。
- 組合：今回の事象は異常時である。本人にすれば大変なことであり、班長に連絡して指示を仰いだのである。
- 会社：「パンタグラフ下げ」・「EGS切」を確認し要請側が連絡することは当然認識しているはずである。
- 組合：車両に異常が起きて、班長から指示を受けてとった行動である。
- 会社：「パンタグラフ下げ」・「EGS切」の二つの確認項目を含めて、その責任において

作業班長が指示することになっている。

組合：今回はパン下げスイッチを押したままの断路器「入」であり、通常とは異なった作業である。

会社：検修員として断路器を入れる場合の基本動作は知っているはずであり、やるべきことをやっていなかっただけである。

組合：こちらの認識は通常時でない、異常時に起きた事象である。

会社：異常時であろうが通常時であろうが一緒である。

組合：車両が正常なら起きていない事象である。

会社：検修関係社員は車両の不具合を発見し、不具合を直すのが使命である。

組合：今回の事象は本人も初めてであり知らなかった、いつも通り出来るかどうかまわりからのフォローが必要ではないか。

会社：責任は要請する社員にあり、まわりの社員のフォローは義務ではない。基本的知識を持って不具合に対してどう対処するかである。

組合：E G Sが入っていればパンタグラフは上昇しないはずである。

会社：パンタ投入回路の条件であり回路上の事であり、今回のような機械的な問題とは異なる。

組合：フェールセーフを考えれば、今回の事象はあってはならないことである。

会社：停電防止のために社員が間違っても停電しないように構造上になっているが、あくまでもバックアップである。

組合：パンタ下げスイッチを押したままの判断はおかしい。パンタが上がらないようにすべきである。

会社：普段にない作業であっても基本動作を守る責任と義務がある。

組合：過去2年間で同様の事象が4件発生している認識でいいか。

会社：複数件発生しているのは認識している。

組合：複数件発生とは、具体的には何件か。

会社：複数件である。

組合：具体的に件数を答えられないということは、あまり認識していないと確認する。

組合：Z 4 8編成の事象は故障なのか不具合なのか。

会社：現時点で故障の可能性も含めて、今調査している。

組合：Z 4 8編成で起きた後、それ以降同種の事象は発生していないのか。

会社：パンタが上がっていた事象はあるが、原因は分かっていない。調査中である。

組合：7 0 0系でも同種の事象が発生しているのか。

会社：手元に資料がないので回答できない。

組合：不具合での事象は発生しているのか。

会社：はっきり回答できない。

組合：調査の結果が出た時点で関係社員には、結果を知らすこと。

会社：関係社員には知らす。

組合：組合側にも結果を知らすこと。

会社：組合に知らすかどうかは別問題である。

組合：何らかの事象が発生した都度社員に知らせているのか。  
会社：事象によって違うが、関係する社員には周知している。  
組合：今回のZ48編成に関する社員とは誰のことか。  
会社：故障を調査する関係社員である。  
組合：過去の事例でも関係社員には知らせたのか。  
会社：故障を調査する関係社員には周知している。  
組合：どの場面で報告周知しているのか。  
会社：点呼や掲示で関係社員に周知している。  
組合：回答で構内は大一両と答えたがそういう名称でよいのか。  
会社：停車場として名称であるから、それで。  
組合：基本的な作業を異論があるし、議論の繰り返しになるから触れないが、対策が対策ならざる対策となっている。モニターを立ち上げて「パン下げ」「EGS切」を扱えと現場で指導しているが、標準化と違う。管理者にそれなら標準化を変えろというが、「変えない」という。おかしいではないか。  
会社：一步まって、モニターの初期画面で今の状態を確認してから、「パン下げ」「EGS切」を扱って確認するということだ。  
組合：現場ではそのようなことは言っていない。やれというだけで、標準化と違うといっても、変更もしないといっている。  
会社：標準化の変更ではない。一步まってモニタで初期状態を確認してからということ。  
組合：初期場面というが、認識が違う、丁寧に相手に伝わるよう説明すべき問題だ。  
組合：基本動作が問題かは？ヒューマンエラーと会社が認識したのはいつか。  
会社：われわれの預かり知らないことである。  
組合：無事故継続日数が発生日より紙で隠してあり、一か月位して、いきなり30日と数字が出た、何故だ。  
会社：紙を貼っていたことも知らない。われわれではわからない。  
組合：現場が無事故継続何日かくらいは支社も把握しているのと違うか。  
会社：何日とかまでは。  
組合：何かあれば支社はわかるはず。把握していないのはおかしい。  
会社：何かあればわかるが、いちいち日にちまではわからない。  
組合：紙で隠しておいて、事故かどうかの判断も出来ない。というのがおかしいということだ。  
組合：申5-3項、回答では調査中とあるが、カギ装置も含めて不具合を調査しているということか。  
会社：そうである。  
組合：パンタは700系とN700系は違うはずだが。  
会社：構造までは詳しく知らないが、違う。  
組合：N700系のフックの掛かりが甘いのではないか、実作業員からで「U字金具」を手で押してしっかり掛ける場合がある、とか聞いていないか。  
会社：知らないがいろいろな調査、データーはつかんでやっている。

組合：現場で実作業やっている社員の声を聞くこと。

組合：今回のような場合の対処として。

会社：調べることとかは、調査する内容にいられている。

組合：作業手順とかフォーマットとか、こういう事象のときこうするとか、無いのか。

会社：最低限調べることは決まっている。作業指示に従ってもらえばよい。

組合：調査に入る前の基本的なこと、構造的に変えないと同じになるだろう。

会社：前回発生したことを応用とか活かしてほしい。

組合：必要なこと、対処方など書面で、とならないのか。

会社：いろいろな事象があるので、そうはならないが調査してほしい。

組合：申5-2項で「カギシリンダの形状を変更した」としているが、不具合があったから変更したのか。

会社：資料がないので分からない。形状を変更したとどこで知ったのか。

組合：仕業か修繕職場でだ。変更してから発生したのか。

会社：わからないが、発生したから形状を変更したのではない。

組合：700系のパンタで同様の事象が発生したかどうか、後日でよいから明らかにすること。

会社：ここでは持ち合わせない。あるかないかくらいは伝える。

以上